

## 九州アジア観光アイランド総合特区地域活性化方針

〔平成 25 年 2 月 15 日〕  
内閣総理大臣決定

### 1. 地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

#### (1) 総合特区により実現を図る目標

「観光アイランド・九州」として、成長するアジアマーケットの観光客を呼び込み、観光需要の喚起、消費の拡大を通じて、地域経済の活性化を図り、ひいては観光立国の推進に貢献することを目標とする。

#### (2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

##### ① アジアからの観光客誘致の促進

九州における訪日旅行者の拡大を図るには、アジアとの近接性と交流実績を活かした観光客誘致が課題であり、九州の知名度の一層の向上、重点市場としての中国からの訪問しやすい環境づくり、外国語対応等受入体制の強化等が必要となる。

##### ② 「クルーズアイランド九州」の推進

近年、東アジアにおけるクルーズ市場が急速に拡大している中、我が国における先進的なクルーズ船受入地区を目指す「クルーズアイランド九州」を推進するうえで、外国クルーズ客船の寄港増や大型化に対する港でのオペレーション力の向上、観光地での外国語対応の充実、ショッピング等魅力的な観光コンテンツの充実、寄港地・九州の多様な魅力の発信が必要となる。

##### ③ 「ニューツーリズム」の拡大

九州には、地域に根ざした新たな観光資源が数多く存在するとともに、地域的にも分野的にも幅広くニューツーリズム創出の試みが行われている。また、都市と自然がバランスよく広がっており、これらを短時間で移動することが可能である。これら各地に存在する資源を繋ぐ新たなルートを構築することにより、観光客が周遊することを可能とするとともに、複雑・多様化した観光客のニーズに応じた魅力のある観光を提供していくことが必要となる。

### 2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

#### (1) 解決策

##### ① アジアからの観光客誘致の促進

i) 国、自治体及び民間をはじめ、海外とも連携したプロモーション活動を展開す

ることで、アジアにおける九州の認知度を高め、誘客に繋げる。

- ii) アジアから日常的に九州を訪問しやすい環境を提供する。
- iii) 九州で特に需要の大きい韓国語及び中国語の通訳ガイドの不足を解消するとともに、ピクトグラムを活用、多言語案内標識、観光案内所での外国語での観光案内及び多言語マップ作成などの受入体制を整備し、外国語対応の充実を図る。
- iv) 観光情報データベースの整備及びオンライン宿泊情報データベースの整備など、九州各地の観光案内所の連携を強め、快適な広域観光ができる環境づくりを図る。
- v) 国際定期航路において、現在就航している路線の定着と、既存路線の増便及びさらなる新規路線の拡充に向けた誘致活動を行う。

## ② 「クルーズアイランド九州」の推進

- i) クルーズ客船の寄港増加や大型化に対応した港の整備やクルーズ客に対するC I Qの円滑な実施、大型バス等の円滑な交通環境の整備等により、港における利便性を向上し、寄港しやすい環境づくりを図る。
- ii) クルーズ寄港地ツアーに一度に参加する2,000人から4,000人の観光客に対応するバスガイド等の通訳案内人材が必要となるため、地域のボランティアガイドの育成とともに、クルーズ寄港にも対応可能な通訳ガイドを育成し、その活用を図る。
- iii) クルーズ客の主な目的であるショッピングにおいて、官民一体となった多言語情報の提供や外国人が利用しやすい決済方法への改善、外国人観光客に対応できる店舗の充実などにより、外国人が買い物しやすい環境を提供する。
- iv) クルーズ船の寄港定着化のために、特色ある観光地づくりと受入体制整備を促進し、九州の魅力を客船関連会社、旅行業界、一般消費者、関係官庁、インセンティブツアーを検討している企業関係各社等に多角的に発信し、寄港誘致を図る。

## ③ 「ニューツーリズム」の拡大

- i) 温泉や史跡巡りを取り入れたウォーキングコースの造成、日本近代化の礎としての産業遺産、医療・健康をテーマとした観光、環境関連技術を活用したエコツーリズムなど、九州地域特有の観光資源を活かし、外国人旅行者に向けた新たな観光スタイルを提供する。
- ii) 地域に密着した体験型や交流型の観光を提供することにより、九州ならではの旅行の満足度を高める。

## (2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議会における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし